

平成 21 年度第 15 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 11 月 30 日（月）17 時 00 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

ただいまから第 15 回「税制調査会」を開会したいと思います。

本日は、前回積み残しとなりました納税環境整備、地方税制、税制抜本改革に向けての具体的ビジョン、この 3 点についての審議を行います。

引き続きまして、既にお配りしております各府省の要望項目の一次査定案について審議を行いたいと思います。

この一次査定案は、これまで 5 回にわたる集中審議と随時調整チームによる調整の結果を踏まえましてとりまとめたものでございます。今週中にはすべての要望項目について処理方針を確定したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

前回申し上げましたけれども、いよいよ終盤でございますので、各府省におかれましては、政策会議等の場も活用して、是非意見集約を図っていただきたいと思います。

いよいよ大詰めでございますので、本日から審議時間を 2 時間ということで、少し長くなりますけれども、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、カメラさん、退場していただければと思います。

（カメラ退室）

○峰崎財務副大臣

それでは、本日の議題に入りたいと思いますが、まず、納税環境整備、地方税制というところでございますが、まだ、小川政務官がおみえになっていないんですが、まず、古本政務官の方から御説明をお願いしたいと思います。

○古本財務大臣政務官

お疲れ様です。政務官の古本です。

前回キャリーとなりました納税環境整備について御説明したいと思います。資料は納税環境整備という横書きの紙と論点のメモが入ってございます。

まず、資料の 1 枚紙を御覧いただきたいと思います。大きく分けまして税・社会保障の共通番号、これは総理の諮問をいただいた際にも、いわゆる納番制度というよりも、社会保障を充実させるためには、やはりきちんと所得を把握していく、その先に所得の再分配をきちんとしていく、こういう議論がスタートにあったわけでございます。大きくは番号制度について 1 つ、更に税務の手續ということで、2 つ目の大きな論点として、租税の罰則強化を始め、幾つかの観点がございまして、別添の資料に沿って進んでまいりたいと思ひます。

まず、資料の 4 ページを御覧いただきたいと思います。番号制度全般につきま

しては、使用する番号をどうするかということがまず1点ございます。番号を利用する取引の範囲をどうするかということが2点目でございます。併せて番号制度を利用する行政事務の範囲をどうするか。そして、プライバシー保護に関する懸念にどう応えるかといった観点がございます。

具体的には使用する番号についてでありますけれども、税務面で使用していく上では、少なくとも固有性、1人1番号ということ、更には可視性、見えるようにするという意味において納税者の取引の相手方を確認する。更には調書に記載ができるということが必要になってまいります。

資料の1ページ、2ページ辺りに少しその辺の流れを書いておりますけれども、若干端折らせていただいて、更に、番号を利用する取引等の範囲をどうするかということでもありますけれども、所得把握を確実にを行うためには、やはり番号の導入と併せ、資料情報制度の拡充が必要ではないかというようなことも考えております。

更に、共通番号でありますけれども、社会保障をどの分野で充実利用させていくかということと、当然に税務行政と併せてやっていくわけでありまして、それぞれについて検討する必要があるということでございます。

続いて、資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。

これは、実際に、番号制度導入に向けて検討を進めていくための、今後の日程感のようなイメージでございますけれども、番号制度の具体化を図っていくためには、広範な行政分野に関わる事柄でありますので、関係する府省が共同で検討を進めていく必要があると考えております。

資料情報制度の拡充を含めまして、専ら税務分野に関わる論点につきましては、政府税調にP Tのようなものを設置してはどうかと、このようなものを考えているわけでございます。この点については後ほど御意見をいただきたいと思っております。

併せまして、税務手続の論点に少し触れたいと思うんですが、その前に、先ほどの5ページの日程感の資料のところでは若干の補足をいたしますと、おそらくシステム開発に相当な期間がかかるということになってくるんですけれども、この政権期間中に導入する日程感で申し上げますと、年金の充実の話も、最初の2年、後の2年というふうに少し整理して議論していく中でおそらく矢印の中で、22年から23年にかけて網がかかっておりますけれども、この間に税調での議論はもとよりであります。厚労省を中心とした社会保障の充実という切り口、更には少し関係する府省が横断的に議論するという構えを、政府の中でもおそらく設置をしていくという議論になるんだろうと思っております。

そのプロセスで当然法律の手当と実務的な準備作業に入っておりますが、その際の議論として既存の番号に関するプラットフォームは、幾つか政府内が持っているわけなんですけれども、どの部分でどういうふうに活用していくかということも併せて議論になるのだろうと思っております。前後いたしまして失礼いたしました。資料

の6ページを御覧いただきますと、租税の罰則の見直しという観点もございます。

現状は、租税に関する罰則の法定刑につきまして、昭和56年に現在の水準に引き上げられましたが、それ以降見直しがなされていないという大きな問題意識を持っておりまして、以降、大口、悪質な脱税事案というものが依然として多数発生いたしております。このことについてきちんと手当をしていきたいということでございます。

見直しの方向性等々は、今後の議論だと思っておりますが、少なくともこの表の中に記載をしてございます脱税犯、現在は5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科ということになっておりますけれども、ここら辺を始め、少し議論を進めたいということでございます。

例えば、単純無申告罪というのがございますけれども、過日、著名な方が、この事案に該当するということになっておったようでありますけれども、脱税の故意をもって申告を行わないというような事柄でありますけれども、現在は1年以下の懲役または20万円以下の罰金ということでありますので、こういったことも含めて議論をしてまいりたいと考えております。

当然に、法務当局との御調整も必要になるわけでありまして、他の経済犯とのバランスをよく考えまして、国民の皆様に御負担をいただくお願いをする場面も今後控えている中で、当然にきちんと納めていただくものは納めていただく、納税義務でありますので、このことについての罰則の見直しについて、きちんとやってまいりたいという提案でございます。

資料の7ページの納税者の権利憲章でございます。

我が国においても、納税者の視点に立った税務行政を推進していくという観点から、諸外国の納税者憲章、これはちなみに他国を見ておりますと、例えばイギリスの皆様がの憲章というのを見ておりますと、納税者の権利と同時に義務ということも、デューティーもうたっているということでありまして、こういったことも含めて研究を深めてまいりたいと考えております。いつ、どのようなものを今後作成し、まとめ上げていくかといったような観点がございます。

続きまして8ページでございますけれども、更正の請求期間の見直しということでございます。

こちらは現在、納税者から税額の減額を請求できる、つまり納め過ぎていたという、そういう事例があった場合に、これは現在、更正の請求は法定申告期限から1年ということになっておりまして、この期間の見直しや、他の期間制限と異なって、こういった更正の請求期間がございまして、特に納税者のおかげで税収があるという前提に立てば、更正の請求の期間の見直し等々をきちんとしてまいりたいというところでございます。

併せて資料の9ページを御覧いただきまして、これは国税に関する不服申立制度の見直しという観点でございます。

現在は、納税者の視点に立ったならば、簡易、迅速な救済と果たしてなっているだろうかという立場から、訴訟の今後の係争合理化といった観点から検討してまいりたいということでございます。

いろんな論点がおそらく国税不服申立制度についてはあろうと存じますので、また御議論をいただければと思います。

続いて、10 ページの添付書類の簡素化でございます。こちらにつきましては住宅ローン等々、近年のさまざまな控除等の特例適用を受ける際の添付書類といたしまして、住民票の写しということもございますけれども、これはパスポートの取得時などと同様に省略できないかという御要望を随分いただいております、例えば税務署が住基ネットから電子的にデータを取得できるようにするというような観点、あるいは現在、住宅ローン控除、今、申し上げたようなケースにも、その添付を不要とすることができないだろうかというようなことございまして、今回の見直しの中で少し深めていきたい観点もこの添付書類の簡素化でございます。

続いて、11 ページの最後の資料でございますが、税務手続の見直しについての今後の進め方という観点でございますけれども、税務の手続は大変多岐にわたっている検討項目がございまして、相互に関連し実務的、専門的、多岐にわたるといふ論点が多いと考えてございまして、これらのうち、特に22年度改正で措置できるものは、年末までに取り組む必要があるということで整理をしてまいりたいと思っております。

それ以外の事項については、基本的には来年からの政府税調内に実務的あるいは専門的な見地もいただく中での検討の場、先ほど申し上げましたPTのようなものを設けて検討してはいかがかということを考えておりますので、併せて御議論をいただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、政務官よろしく申し上げます。

○小川総務大臣政務官

簡潔に申し上げます。資料の1 ページを御覧いただきたいと思っております。

罰則の見直しに関しましては、地方税は軽油引取税については累次の見直しを行っておりますが、それ以外は56年以降、国税同様に手付かずでございまして、論点については国税同様でございます。

更正の請求期間についても同様。

また、添付資料の簡素化に関連して住基ネット情報についての御説明がございました。現在でも、当該団体内の区域内に係るものについては、利活用することが可能でございます。地方税に関してです。

その他については、条例または法律の改正が必要ということでございます。

還付加算金についても起算日、また、ここには記しておりませんが、一部与党内の議員から、利率についても問題提起がございましたので記させていただいております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

続けて地方税制もお願いします。

○小川総務大臣政務官

引き続きまして地方税制、全部で 13 ページに及びます横の資料を御覧いただきたいと思ひます。こちらも簡潔に示させていただきます。

1 枚目は、総理からの諮問でございまして、地域主権の観点、また国・地方の役割分担、税財源配分の在り方、そして地方の声を反映する仕組み、更に国の関与の在り方等について諮問をいただいております。

2 ページ目、分権推進委員会の 4 次勧告で、地方税財源の充実に関して勧告をいただいております。今後の大きな課題でございまして。

3 ページ目は地方税制の現状でございまして総額で約 37 兆円、ということございまして、その内訳は御覧のとおりです。固定資産税を始めとした基幹税目で成り立っております。

この間の地方税制の改正でございまして、大きなところでは平成 9 年が地方消費税の創設、12 年には、大臣、総務省の関与の仕方をやや緩やかなものに変更いたしました。そして外形標準課税が事業税に導入、平成 16 年、更に平成 19 年いわゆる三位一体に合わせまして、所得税から住民税への税源移譲が行われております。更に昨年は地方法人特別税という形で偏在是正に向けた取組みが行われました。

4 ページは税目ごとの偏在度でございまして。法人関係は非常に偏在が大きいものに対しまして、比較的消費税あるいは固定資産税等は偏在が少ないという構造になっております。

5 ページは税収動向です。偏在が少ないことに併せて景気等に左右されにくいのがやはり消費関係税、景気の大きな影響を受けるのが法人関係税という流れになっております。

6 ページ、先ほど若干申し上げました国の関与の在り方等についての見直しの経過であります。許可制から同意制へ、また制限税率を廃止し、標準税率にするなどの改正が行われております。

以下、補足資料でございまして。また追って御覧いただきたいと思ひます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございます。それでは、私の方から「税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョン」と書いてあるものを御覧いただきたいと思ひます。1 枚ものでございまして。

これは、鳩山総理大臣のいわゆる税制調査会に対する諮問文でございまして、下の真ん中の辺りに納税者視点を明確にし、納税者の立場に立って、公平・透明・納得の

原則の下、税制全般を見直さなければならない。

厳しい財政状況を踏まえ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項を始めとして国税・地方税一体として、毎年度税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求めるといふことで、7番目に税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンについて検討することというふうには、鳩山総理からは、諮問文の中に記載をされているわけではございません。

これは、実は皆さん方、去年の税制改正法の附則 104 条というのを覚えていらっしゃるだろうと思います。ある意味では、自公政権下における将来的な税制改革の方向性がその中に記載されているわけでありますが、我々としても、鳩山総理としての責任あるビジョンをつくっていかねばならないのではないかとということで、年明け以降、国家戦略室と連携し、財政運営の中期目標などと併せて専門家委員会というのをつくるということを我々は確認をしているわけでありますが、そこを活用しながら税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョンの案をとりまとめていく必要があると考えております。

また、現在、議論しております平成 22 年度の税制改正においても、単なる個別問題の解決のための税制改正にとどまらず、今後の税制全般の見直しという大きな流れの第一歩を成すものと位置づけているものでございます。

そうした観点から、今回の大綱において、税制全般の見直しに当たっての基本理念、主要な検討課題、具体的ビジョンの検討の進め方などを示して、年明け以降のビジョンづくりにつなげていく必要があると考えております。

このような方向性について特段の御意見があれば、本日、お伺いしたいと思っております。

以上 3 点、納税環境整備、地方税制、税制改革の中期的なビジョン、この 3 つについて御意見をお伺いしたいと思いますので、どうぞ、どなたからでも結構でございます。

大塚副大臣。

○大塚内閣府副大臣

質問が 2 つですが、まず、納税者番号制度は、歳入庁構想とどういうふうなスケジュール的な、あるいは検討上のプロセスのイメージをしておられるのか。これが 1 点。

もう一つは、2 つ目、3 つ目の説明に関わるんですけども、地方税制の見直しと将来的なビジョンとの関係で言うと、地方の住民税の制限をどういうふうにするのか。要するに完全に所得に対して、早い話が所得税ですから非常に簡素化するということが可能なんですけれども、これは国税の方との関係が出てきますので、どういうイメージで地方税改革を今考えておられるのかという、漠とした質問ですけども、その 2 点です。

○峰崎財務副大臣

先に私の方から番号制と歳入庁の関係で、これは実はマニフェストと申しますか、INDEXにも割ときちんと書いておりました、この中には記載してありませんが、一応時間軸としては、おそらく鳩山政権の最後のものにこの問題が出てくるのかなと。

つまり、PTをつくって、そして番号制の導入の方針を固めて、その場合もきっと税調だけではなくて、社会保障の番号ともつながってまいりますし、どういう番号を使うかということに関して言うと、当然これは住基ネットとか、あるいは年金番号を使うのかとか、いろんな問題が出てまいりますので、これは割と大きい課題だと思っております。

そして、やがては歳入・歳出というよりも歳入庁というところで、社会保障の保険料の徴収と、税の徴収と、それから給付、これを1つのところできちんとできるように、アメリカではIRSというところですね、こういうのをイメージしてあのときはつくったというふうに理解しておりますので、今、大塚副大臣が御指摘なされた歳入庁問題というのは、当然PTの中で議論される課題だということで、そのPTの作り方をまた相談させていただきたいと思っております。

○大塚内閣府副大臣

要するに、歳入庁構想と連動して検討が行われるという理解ですね。

○峰崎財務副大臣

まさにそういう観点です。

もし、今の点でよければ、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

それに関連したことなのですが、具体的な将来ビジョンというのは、これから全体の枠組みをいつの時点でどう変えていくかということとも密接に関連がある。例えば統合補助金化をしていきますという話になっていったときに、これまでの交付税との関係とか、あるいは自主財源とその統合補助金化をしていくものとの関連とかというのをトータルでモデル化していくというか、絵を描いていかなければいけない。社会保障でもそうだと思います。

給付へ向いて、所得税を片方へ向けていくという流れを我々は議論してきたわけですが、それでも、それと、今の子ども手当の話であるとか、あるいは社会保障そのものをどのように位置づけるのかということなものですから、さっきお話が出たように、専門家委員会、別個の委員会をつくってそれをやるということを前提にされているようですが、しかし、具体的にやろうと思ったら、それぞれの省庁で持っているプロジェクトと一緒にしないと、その時期的感覚というか、どれくらいでどのプロジェクトが入ってきて、それを税と絡めてどうビジョンを変えていくのかという調整をしていく、その中で行程表みたいなものをつくっていくという、具体的な案をつくらねば、そういうことになるんでしょうから、我々もそういう意味では参加をさせ

ていただいて、その中でとりまとめをしていく。その中に専門家のイメージを取り入れていくということでない、専門家だけでぱっと新しいのを出されると、これまで我々がやってきたトータルな議論との整合性をまた取っていかなければならないのではないかと思います。

ですから、順番を逆にしてもらって、これまでのマニフェストでそれぞれの省庁に関連しているところは、それなりの時期的な感覚と中身については流れをつかんでいと思うので、それを一遍出し合って、絵を描いて、それを専門家に投げて制度設計するとしたら、どういうビジョンになるかと、そういうことなのではないかと思います。根本論から、観念論から行くのはもう過ぎていっていると思うんだけど、そういうところのイメージをちょっと整理していただければと思います。

○峰崎財務副大臣

今、私が答えるよりもいい議論になってき始めたので、もし、関連してこういう将来像と、現実に我々がやっていることと、もしあれば出していただければと思います。

どうぞ。

○吉良外務大臣政務官

2点あって、1点は質問で、納税者番号創設について言えば、これは税制の根本を変える話になりますので、我々は今の政権だけで決めて、また、政権交代が仮にあったときに、また崩れるということがあってはいけないだろうと。

そういう意味では、野党をどこまで参画させるのか。その辺についてのお考え、言えること、言えないことがあると思いますけれども、超党派といいますか、どういう形で進めていくのか、その辺が1点。

2番目は、大きな話になるんですけども、企業の社会保障のプレーヤーとしての位置づけを今後どう捉えていくのか、国際競争力の維持増進ということ考えたときに、法人税率の引下げ、または厚生年金等々の社会保障の負担というものが、大きな競争力という意味ではネックになっているわけですけども、これは今の話ではないですけども、歳入庁を目指していくときの社会保障、それから税と一体で考えるときに、企業の社会保障プレーヤーとしての位置づけをどうしていくのか。その辺の議論が必要ではないかと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。

どうぞ。

○渡辺総務副大臣

最初の大塚さんの質問というか、実際にこれから所得再分配機能の国税としての所得課税と地方税、住民税の在り方というのは、これは当然行政サービスが、これから

地方分権、地域主権が進んでいく中で当然変わっていかざるを得ないんだと思います。

現実問題で、所得税と住民税をどうしていくかという具体的な議論にまだ着手しているわけではありませんけれども、現実問題として、我々としてはやはり当然地域主権社会をつくる中で、そうした形の住民税の在り方、財源の移譲というのは当然考えていかなければいけないと思っております。

いずれにしても、そういう形で税制も含めて、地域主権の進展とともに同時に併せて財源面も考えていくということになるんだと思います。

○大塚内閣府副大臣

現時点では、そういう感じの議論にしかないとは私も思うんですけども、結局、まさしく税制抜本改革とか、新しい枠組みで簡素な税制で国民の皆さんにわかりやすくということを進めるためには、先ほどの納税者番号とも全部つながってくるんですけども、納税者番号でやるためには歳入庁、歳入庁ということになると、今、吉良さんがおっしゃったように、日本では企業というのをセーフティーネットの一部として機能させるんだという、仮にそういうビジョンをその中に盛り込むとしたら、現に今だって雇用保蔵といって、かなりそういう機能を果たしているところがあって、そういうことも取り込み、更には地方税で言うと、個人所得に対しても法人の収益に対しても、地方税、国税両方で網をかけてしまって、はっきり税源を分けてしまうとか、まさしく抜本改革というにふさわしいところまで踏み込んでやろうということなのか、それとも、今の大きな枠組みや制度は前提としつつ、従来の旧政権下よりはかなり大胆だけれども、しかし、今、申し上げたような、本当に換骨奪胎するような抜本改革まではいかない程度を想定するのか、つまり10年というスパンを考えると、かなり現実的制約があって、どちらを目指すのかというのは、ちょっとイメージを合わせておいた方がいいと思います。

○峰崎財務副大臣

私の方から問題意識というか、先ほど来、文科の中川副大臣と今の大塚さんの言ったところが絡んでくるんですけども、これはそもそも国家戦略局の方々とも連携しながらやっていこうということですから、我々としては、実際に、今、内閣が直面している問題における、例えば一括交付金の問題とか、あるいは国と地方の税源配分だとか、あるいは社会保障はどのような改革をするのか。そういうことについての議論の、ある意味では展開をしてもらおうということが必要だという観点。

でも大塚さんの話で言うと、これは税の世界に即して言うと、80年代のレーガンやサッチャーの時代の税制改革の思想あるいはそれに基づく直間比率あるいは付加価値重視の流れから、所得再配分をどういうふうに機能していくのか、それは国境というものがなくなったときに、どういうつくり方をするのか。あるいは将来の基幹税はこういう税を構築するのかという、次の時代を見直して、なおかつ民主党が言っている分権改革あるいは社会保障の充実、それをしっかりとある意味では絵姿を描いていた

だこうではないか。

これは、ひょっとすると我が民主党にとってみると、今まで言ってきたことと、少し違うようなものも大胆に提起してもらおうというのを、専門家委員会の人たちにはお願いしようと思っていたわけです。

現実に戦略局が出てくると、そういう問題についてのその年、その年のあるいは何年間における我々がマニフェストで掲げたことのある意味では集約というか、あるいはそれを再編成、それを分解しながら、なおかつ一つの行程表にまとめ上げていくというのは戦略局がやるべきだろうと思うんです。その後ろにあって、なおかつ将来像を専門家の人たちに描いてもらう。

もっと言えば、日本で唯一と言っていいくらい、シャープ勧告というのが日本の戦後税制の中に大きな影響を果たしたわけですから、もう時代の大きな変換点に来ている以上は、このシャープ勧告に変わるようなものを専門家につくってもらったらいけないのではないか。勿論それ以外に専門家の人たちは、我々がお願いして、毎年度の税制改正についての理論的な位置づけなんかをやってもらいますが、そういう大きな絵姿を描いてもらおうということで、我々は構想していくべきではないかという観点なんです。

ですから、そこは、我々税制調査会のメンバーも勿論、そういう先生方のやっているところにも参加をすることは勿論可能でございますし、我々は、年末に税制改正をやったら、すぐにPTが待っているわけです。寄附金のところのPTだとか、あるいは納税環境のPTだとか、納税環境だって中はまた開けなければいけないぐらい大きい問題がありますので、そういう意味で、通年の税制調査会になるだろうし、先ほどの専門家委員会も1月に立ち上げるとすると、そういう課題に既にタッチしてもらわないといけない。

そのアジェンダは、今回の答申の中に、我々が投げ返しておかなければいけないのではないかということで、このテーマとして選んでいるし、その考え方をいろいろ議論して出していったらいいというふうに考えて、これはちょうど古川副大臣とも少し相談させていただいて、今のような議論を展開したということでございます。

これはまた引き続き、論点を整理し始めますので、そのときにまたいろいろと参加をしていただければと思います。

ちょうど厚生労働副大臣がいないときに、いろいろ重要な話をしておりましたけれども、また中期ビジョンをちゃんとつくっていこうということで出しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

吉良政務官からのことと言えば、当然、これだけのことをやっていこうと思うと、当然、与党だけではできないということもあるし、国会の中のお話をハウスに委ねら

れているわけでありませけれども、そこはどういう構えになるか、今後の議論になるのかもしれませんが、そこは特に予断は持っていない、ハウスの中でということです。

他方で、我々としてはおそらく議論をしていく上で、住基ネットの活用ということが現実問題のプラットフォームとして現在あるわけでございまして、今後の議論を整理していくプロセスで、おそらく既に地方税については、条例等々の手続も経れば、使えているという現実がある中で、一方でいろいろな御議論がかつてあった中で、今あるツールを、プラットフォームをどう活用していくか等々の議論も、これは与党内も含めて大きな議論におそらくなっていくんだろとうと思っておりますけれども、さっき資料で御紹介したマニフェスト期間中に、これを実現していこうかと思うと、既存のツールは使わないというオプションは逆にないんだろとう、こういうふうに思います。

あと、法人の社会保障の負担という全体の大きなことで考えれば、勿論、限界税率だけでは語り切れない、いろいろな御負担をいただいているのも事実でありまして、かつてこの委員会でも、党税調でも、社会保障に対する、法人が負担している分も含めた税負担の全体の議論をすべきではないかという御提起もいただいておりますし、そういったことも当然のことだと思っております。

#### ○峰崎財務副大臣

年金は特に、これもたしか4年間できちんとする、そのときにマニフェストを作るときに、私の記憶では、これは与野党できちんと一致しないと、政権交代のたびに制度改正されたら、国民に一番迷惑かけるということでございますので、そういうことも含めてこれからの議論になっていくだろとう思います。

それでは、時間が少し押しておりますので、次に、一次査定案の審議に入りたいと思います。今日は、一番冒頭は経済産業省でございまして、まず、経済産業省の要望に対する一次査定案について、古本、小川両政務官から説明をお願いしたいと思います。

#### ○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。それでは、経産省分ということになります。まず、各副大臣、政務官におかれては、この間、本当に夜討ち、朝駆けで随時調整に御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまより、一次査定につきまして御提案させていただきたいと思っております。

まず、経済産業省でございます、特に、AないしはBということで、少し方向性が付いているものは端折りまして、なお調整を引き続き行わせていただきたいというCあるいは今日一次査定案としては延長を認められない、あるいは新規での租税特別措置の設定が認められないというDというものを中心に少し申し上げたいと思っております。

お手元の配付資料の右端の一次査定とゴシックで書いております括弧書きも中心に併せて御覧いただければと思います。

まず、めくっていただきまして、3ページ目の15番の試験研究費のいわゆる増加型

の延長の話でございます。R & D減税でございます。

こちらにつきましては、増額型という整理になりますけれども、やはり、増額については、増加型と比べて研究開発のインセンティブづけとしては、依然弱いだらうと思います高水準型のR & Dについては、廃止について、なお検討をしてみたいと思っておりますのでCという整理をさせていただいております。

16番の中小企業の投資促進税制の延長でございますが、これはいわゆる本体の方だと思うんですけれども、機械装置等の範囲等々について、見直すことを是非引き続き協議させていただきたいということで、Cということでございます。

17番の中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入ということでありまして、こちらでも中小企業関係税制全体の中で、今、申し上げた中促の本体、それから、少額償却資産の話全体の中で整理したいということで、Cという整理でございます。

続いて19番の情報基盤強化税制、いわゆるIT投資減税、こちらにつきましては、中小企業の皆様、なお引き続きIT投資を継続性を持ってやっていくということについては一定の配慮が必要なんだろうという、中小全体を支えていくという理念は十分に共有できますので、税の改正の先に目指す社会としては、中小中心に支えていくということで、これは廃止すべきだと考えておりますので、Dということでございます。その際には、中小には配慮することを今後協議の中で詰めていきたいと思っております。

それから、経産は、いっぱいあるんですけれども、一旦ここで止めた方がよろしいでしょうか。

○峰崎財務副大臣

それでは、長くなりそうなので、とりあえず今の3ページ目の、15、16、17、19についてC判定及びD判定というのがあるわけですが、経産省の方からお願いします。

どうぞ。

○近藤経済産業大臣政務官

まず、これまでの政務官レベルの協議で幾つか合意をできた点もございますので、その間の調整については、財務省並びに古本政務官の御努力は多とした上で幾つか申し上げたい点がございます。

15番でございますけれども、要は、これは増加型R & D減税でございますけれども、増加型は認められたという理解でよろしいということでしょうか。副大臣、座長代理がうなずいておられますが、いいのか、どうかということが1点でございます。

それで、高水準型は、まだ認めないという理解でよろしいのでしょうか。

○古本財務大臣政務官

大変悩ましいところではありますけれども、そのような理解かと思っております。

○近藤経済産業大臣政務官

その上で、このR & D減税というのは、結局、この国が何でこれから生きていくのかということを重ねて申し上げるわけですが、研究開発投資、研究開発でしか、結論

のところこの日本ということ動かすことは、発展させることはできないんだという認識に立つのなら、やはり高水準型については、引き続き御理解をいただきたいといえますか、高水準型はまだ始めてわずか1年も経っていないわけでありますから、この点について判断をこの時点で下すのは早計ではないかということを重ねて申し上げたいと思っております。

併せて16、17、19のいわゆる三兄弟といえますか、中小企業関連の中小企業投資促進税制、そして少額減価償却資産特例等の中小企業関連であります。これについては、是非縮減というか、一定の縮減のC判定ということでございますけれども、是非御理解いただきたいのは、この場でも改めて議論しなければいけないと思うんですが、経済は生き物であります。現在の景気状況、年末から来年の状況を見たときに、二番底も懸念されるような状況の中、そして、補正予算も組まなければいけないという議論が一方で進められている中、こうした縮減というのは、まさに景気に対して逆メッセージを発するのではないかということをお場であえて強く申し上げたいと思えます。

とりわけ中小企業関連でありますけれども、縮減の判断を下すというのは、税の美学としては一定の理解を示しますけれども、やはりこうした景況感の中で線を引くというのは到底難しいと、ネガティブなメッセージを与えると判断いたしますので、引き続き是非ここは、一次査定は一次査定として受けとめますけれども議論させていただきたいということでございます。是非、そこは総合的な判断をいただければと思っております。

情報基盤税制について、これは要するに大企業向けは切るという裏返しの話なのかと思えますが、同様の理由で、現在の景気状況、日本企業を取り巻く状況等をしつかり御判断いただきたいと考えますので、引き続き、政務レベルで議論をさせていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

今、伺いましたけれども、どなたでも構いません。

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

この中小企業の投資促進税制は、おそらく根幹のところなんだろうと思えます。他方で、先日も現場の生の声を聞いてまいりましたけれども、やはり百数十万を超える、例えば複写機を導入できる会社は、新規で更新できる会社は、今なおそういう設備投資ができる会社だということになると思うんです。たまたまこの間行った会社も、大変年季の入ったコピーを使っておられましたけれども、このことをお尋ねしたところ、勿論、税制のことを詳しく承知されていたかどうかは別にして、そこの社長いわく、買い換えたくたって買い換えられないんだよと。そういうことをありがたいと感じる会社もあるかもしれないけれども、おれたちは雇用調整助成金で何とかつないでいる

んだという会社もある中で、他方で、何千万、何億円という設備を導入できる会社もあるやに伺っております。それは中小・零細の中でもあるやに伺っております、本  
当に機械装置等々を含めて、今、苦しんでおられる中小の皆様を応援するという側面  
と、今もなお設備投資ができる体力を持っておられる会社を応援していくことにより  
景気を循環させていく側面と両方あると思っておりますので、これはよりハイレベル  
な協議をさせていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

厚労副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

この共管意思決定事項というのは、ほかの省庁ではもうやらないということですか。  
後でやりますか。

○峰崎財務副大臣

おそらくあれでしょう。高額の試験・研究のところは、医薬品の業界のところが多  
分に多かったですね。それで多分関連しているんですね。

もし何か御意見があれば。

○長浜厚生労働副大臣

この間も御説明を申し上げましたから、ダブリを避けるとして、12%以上という投  
資をし続けなければならない、それから、今のお話ではありませんけれども、多分、  
何十万のコピー機ではなくて、この業界は何千万、何億の投資をし続ける業界に入っ  
てくると思います。こういう状況の中で、医薬品を開発し、成功率はこの間も御説明  
をしました2万分の1という状況の中で新薬をつくっていく。また、収益を上げるこ  
とによって、当然のことながら税を納めるという状況の中においても、ベスト10にも  
入らないような医薬品業界の中においては、何としても世界に通じる医薬品をつくら  
せていくという、国家の安全保障のためにも御理解をいただきたいというふうに思いま  
す。経産と同じ立場でございます。

○峰崎財務副大臣

今、引き続いて、調整作業チームに引き取らせていただいて、15番、16番、17番、  
19番というところは大きいところだと思いますので、そういう扱いにさせていただきます  
ので、引き続いてよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、次の部をお願いいたします。

○古本財務大臣政務官

続きまして、経済産業省から御要望いただいている23番、産業活力の再生及び産業  
活動の革新に関する特別措置法、産活法に基づく登免税特例ということでありませ  
けれども、これもなお適用実績が大企業に偏っているという強い問題意識を持っており  
まして、続いてあります24番と合わせて調整させていただきたいということで、C査  
定ということにいたしたいと思っております。

27 番の保険会社等の異常危険準備金の延長ということでありますけれども、これはいわゆる災害に備えての積み立てということになりますけれども、金融庁の方からもメインでいただいておりますけれども、これは2番の4%適用期間延長ということでありますけれども、今、既に積立水準としてはいい水準にまたストックが積み上がってきているのではないかという判断をしております、D判定といたしたいと思っております。

28 番、29 番のナフサの石油石炭税の期限が切れる分の延長の御要請をいただいております。こちらにつきましては、これまでも議論を重ねてきておりますけれども、依然溝は埋まっていないということで、ペンディングとさせていただいております。

30 番の農林漁業用のA重油でございますけれども、こちらにつきましても、現在農水省の山田副大臣と調整をさせていただいておりますので、C判定といたしますけれども、現在歳出の面で何がしかの検討がいただけないかということで、今、調整をしているという位置づけかと承知をいたしております。

33 番の地域実証組合法人ということでありますけれども、これも新たに設置した際の創設に伴う登免税ということでありますけれども、今回はFという扱いにしておりますけれども、今後、業法改正等々により新たな事業免許や法人登記等が当然発生いたしますので、これは特に税調に諮るということではなく、これまでの例に倣って、その都度きちんと対応させていただきたいと思っておりますので、またよろしく願います。

経産省については、以上でございます。

○大塚内閣府副大臣

金融庁も触れていただきました。後で金融庁のところで申し上げますが、27 番の損保の件ですが、これは金融庁としても再考を促しておきたいというか、留保させていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

経産省、どうぞ。

○近藤経済産業大臣政務官

ナフサでございますが、石油石炭税の部分について確認ですが、そうなりますと、石油石炭税について、約 1,000 億円規模のところですが、この免税還付の部分について議論をしたい、Pということで、ほかの部分については、期限の定めのない減税ではありますが、そういう理解でよろしいわけでしょうか。確認をさせていただきます。

○古本財務大臣政務官

この議論の端緒は、期限の定めのある石油石炭税の免税並びに還付が議論の端緒になっております。他方で、ナフサに係る揮発油税については、引き続き、要望のない事項として扱わせていただいておりますが、事柄の順位としては、まずはこの石油

石炭税について少し議論を深めたいと思っております。

○近藤経済産業大臣政務官

確認なのですが、要するに今税制改正の議論の中では、石油石炭税のところについて議論するというので、ナフサの部分については現行どおりという理解でよろしいのでしょうか。

○古本財務大臣政務官

繰り返しますが、ナフサに課税されている税は2種類ありまして、石油石炭税があります。これは期限の定めのあるものなので、今般の議論の端緒になっているのは事実です。

他方、下流にかかっております揮発油税については、おそらく本体なんだろうと思えますけれども、約3兆6,000億～7,000億の免税ですけれども、こちらについては、なお議論は続けさせていただきたいと思っておりますが、当然に期限が切れる方が、早急に結論を出さなければいけないテーマでもありますので、石油石炭税について、まずは議論を深めたいということでありませう。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○近藤経済産業大臣政務官

そのことを伺った上で、あえてこの場でも申し上げたいと思うのですが、この時点において、まだこの2つの点がPと、保留となっていることに大変違和感を感じます。すなわち、下流の方の揮発油税の世界については、もう既に民主党時代から、ここは除外するといえますか、既に議論の整理がついたものという認識をしているからであります。更に言えば、もう何度も同じことを言うのは恐縮ですが、ナフサ等の原料に課税している国は、諸外国もございません。このことが、財務省の方々と政務官ベースの議論の中でも、どれだけ免税をしたことによる効果があるのかという御指摘を承りました。我々としては、何とか算出しようとして試みましたが、しかし、これは結論的に言うと算出しようがないわけでありませう。なんとなれば、世界各国がここに課税していないからです。もし課税をしたとすれば、そこはその部分について大変大きな影響を受けるということで、その部分の産業が非常に大打撃を受けて消滅しかねない大きな影響を受けるからであります。ですから、これは税金をかけないというのが国際標準でありますから、もし特別に課税するとすれば、その部分の影響の立証責任は、むしろ課税当局にあるということでありませう、課税した場合の影響というものの計算は、我々からするととても出し切れない。先ほど申し上げたように、2万社の中小企業があり、大変多くの雇用がある産業が、大変甚大な影響を受ける。原料に課税をされたことで影響を受けるということだけしか申し上げようがないわけでありませう、是非ここは保留ということを、今日の時点は仕方がございませうが、早急に取り下げただけでないかと考えております。

具体的に政務官ももうお聞きかもしれませんけれども、個別の産業のさまざまな経営にも、この点で影響が出ておりますので、是非議論としては、ここまで議論したことは多といたしますけれども、早急にこの部分の保留という判断を引き下げてくださいということを重ねて申し上げます。

また、あとの点については、産業活力再生特別措置法に基づく登免税の議論、ここは確認でございますが、税率を上げる、引き上げるという見直しではなくて、限度額、上限設定の見直しということの整理でよろしいのでしょうか。その見直しの内容についてお答えいただければと思います。

#### ○古本財務大臣政務官

そのような方向で調整させていただきたいと思っております。

あとナフサのところですけども、これはPとなっておりますけれども、これは石油石炭税の話ですので、別途揮発油税についてはもとより要求は誰もしていないわけで、我々から課題提起しておりますので、そこの扱いは要求のなかった事項のところでも少し整理したいと思っておりますが、現実的に石油石炭税が還付を含めて措置したときの背景、判断は、もうこの場で何度も議論をしていますので、今日はあまり繰り返しませんけれども、あのときの国際競争力がどうだったんだということはきちんと検証した上で、今日言われておられる企業の皆様が、勿論この1,000億のお陰で、その意味では今は1,000億に絞っておりますけれども、その1,000億のお陰でどのくらい助かっているんだということは、やはり期間を延長する以上は検証すべきだという立場ですので、そこは御省としても今後そういった方々との議論の中で、努力はさせていただきたいと思っております。

そこで、本当にこの1,000億が減税の効果として還付もやっています、これは当時のオイルショックの後の国際競争力を維持するためにやったんです。あのときの円ドルレートは230～240円でした。今日は言うまでもありません。そこはやはり、本当にその業界の皆様がコスト競争力の産業論には税の議論ですから入りませんが、何を魅力として、日本のエチレンセンターが成り立ち、何を魅力にエチレンセンターのつくられた原材料を納入された石油業者の皆様が、プラスチック加工業者の皆様がやっておられるかということ、是非御省の方でよく検証していただいた上で、きちんとこの議論は詰めさせていただきたいと思っております。

#### ○近藤経済産業大臣政務官

まず、産活法の登免税について、上限の議論でということ、それは是非その設定について今後詰めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

石油石炭税については、今の古本政務官のお話を受けながら、改めてこの場では申し上げますが、どういう経緯で、また、どういう影響があるのかということについては、文章で、きちんと提出をさせていただきたいと思っております。1,000億かけられた場合、大変な影響があるということを重ねて申し上げて、この場は終わりにした

と思いますが、是非、検証といいますか、これがあることによって、日本の化学産業が一部成り立っているんだということはきちんと申し上げたい。文章でも提出したいと思っておりますので、引き続き、是非御議論をしていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、引き続き協議します。

農水の山田さん、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

農林漁業のA重油の件では、農水の分野できちんとその必要性を御理解いただこうと思っておりますが、いわゆるナフサについてですが、今日デンマーク大使とも話したところなんです、いわゆる石油・石炭によってプラスチックを今までつくってきたわけですが、これから本当にCO<sub>2</sub>の25%削減となったら、やはりナフサに少し課税してでも、この前から話しているような、サトウキビのパカスとか稲わらとか、あるいは間伐材、米ぬか、フェノールとか、いろんなペットボトルに代わるものが幾らでもできていくし、そういうふうに思い切って産業構造を変えていくような技術開発の意味、これからの温暖化対策を考えても、ナフサ本体にも課税を少し考えるべきではないかと考えておりますが、経済産業省関係から怒られますが、間伐材の利用とか、そういったものも非常に大事だと思っておりますので、その辺は少し御検討をいただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

非常に長期的な観点から、いわゆる、石油・石炭製品からバイオ製品への転換を考えた方がいいということですね。

○山田農林水産副大臣

それを税制面で何とか考えられないかと。

○峰崎財務副大臣

これはもう生活スタイルというか、産業構造の大きな問題になるので、これはここで結論が出るような問題ではありませんので、引き続き、どうぞ。

○近藤経済産業大臣政務官

副大臣の御発言は重みがあるので、あえてこの場で申し上げたいと思いますが、分離論についてここで申し上げるつもりはありません。現実問題として、石油石炭税の還付をやめて課税をした場合、化学品のさまざまな製品の値段が、結論だけ申し上げますと上がります。化学産業が壊滅して、大きな影響を受けて上がります。そうしますと、農業資材もあります。その辺、大事な我が国にとっての極めて重要な農林水産業にとっても大きな影響を与えるということも是非御理解をいただきたい。勿論、有機でやるんだということも一つの考え方かもしれませんが、さまざまな農業資材も上がってくるんだということも是非御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○山田農林水産副大臣

農業資材、ビニールハウス等々について上がることもよく承知しております。ただ、それに付け加えて申し上げますと、農林漁業者のA重油については生活そのものですので、いわゆる法人とかではなくて、実際にそこに携わっている多くの人たちの生活に関わっている問題ですから、それと今言った原料についての課税とは別だと思っておりますが、ただ、先ほど言った、農林漁業の資材のコストが少し割高になっていく部分は、やむを得ないと思っておりますが、いずれにしても、このナフサにそのまま税金がかかってこなかったということは、やはり少しおかしいのではないかと考えております。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは引き続いて、先ほどの件は、またBチームに入っていきたいと思えます。

小川政務官の方から。

○小川総務大臣政務官

地方税の方を申し上げます。この間本当に御協力をいただきましてありがとうございました。経済産業省の関連が全部で47項目、ゼロ次査定に比べますと相当熟度が上がってきておりますが、なお11項目について調整を続けております。うち8件については事務レベル、残りの3件については、更に政務レベルでという前提で、その3件の御説明をさせていただきます。

2ページ目の16番です。太陽光発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充でございますが、これは近年に創設をして、その特例そのものの期限がまだまいておりません。それから、買取り制度、補助金等々、他の支援措置が非常に充実をしております関係上、この特例措置については改めて御再考いただきたいというところであります。

3ページの28番、4ページの29番、廃棄物の再生処理と公害防止用設備の関連でございますが、これも創設以来大変長期にわたっておりますことと、70年代等に比べますと、公害防止そのものに関しては、そろそろ自己責任でという時代背景も踏まえまして、大幅に見直しをお願いしたいということでございます。

以上、大変駆け足ですけれども、御説明に代えさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

経産省、どうですか。

○近藤経済産業大臣政務官

地方税の方は、相当議論が煮詰まっておりますして、政務官協議で論点も集約して、事務レベルで調整が進むのかなと。大方この方向かなと思っております。ただ1点だけ太陽光発電の設備に関する課税標準の特例措置拡充については、御発言があった点についてだけは少なくとも全量買取り制度が現在プロジェクトチームで議論をしてお

りますけれども、実施されるまで少なくとも来年度は、本要望が措置できるようお願いをしたいということで引き続き議論ということかと思っておりますが、ほかの部分については相当部分議論をさせていただいております。なお、自動車関連税制については、ほかの要因もございますので、引き続き協議かということと思っておりますが、具体的には相当詰まっているということだと思っております。

○峰崎財務副大臣

こちら辺はよろしいですか。

○渡辺総務副大臣

はい。

○峰崎財務副大臣

そのほか皆さん地方税の方は比較的順調にいつているようですね。

ありがとうございました。それでは、経済産業省は以上で終わりますして、続いて環境省について、古本政務官、よろしくお願いします。

○古本財務大臣政務官

それでは、環境省です。要求 No. 3、エコ・コミュニティーファンドへの投資優遇税制の創設です。こちらにつきましては、いろんな再生エネルギー型の発電所施設などに対する出資ということ自体は、大いに結構な事柄ではあるんですが、結局脱退時に出資金が返還されるということでありまして、相当性に問題があるのではないか、結果として投資のための部分を税で支えるという形になりはしないかということで、D判定でございます。

要求 No. 4 の P C B の処理施設、並びにアスベストの処理施設に係る特別償却でございますけれども、これは P C B、石綿ともに、今後の処理施設の設置見込みについて、引き続きお示しいただきたいのと、そのことによる税制の効果について検証を深めたいと思っておりますので、今日の時点では C とさせていただきたいと思えます。

要求 No. 5 の資源再生化施設等に係る特別償却制度でありますけれども、これは農水主管だと思っておりますので、後ほど農水でも触れたいと思えますが、D判定とさせていただきたいと思えます。

要求 No. 7、副大臣からも大変力が入っている案件だという御説明をいただいております、国立公園特別保護区等の優れた自然環境を有する土地に係る税制上の特例措置、要は国立公園の区域内にある民地、個人の私有地についての相続の際の議論をさせていただきたいということでありますけれども、当初所得税と法人税についても御要請がありましたけれども、現在相続税に絞った御要請という形になっておりますけれども、これまでこの類の案件が物納という形であったのが屋久島の 1 件だけと聞いておりますので、今後、税で特別に認めるということをつくるのが本当にいいのか。現在、国立公園内の民有地の買い取りということで、御省としても歳出で措置されておられることも伺っておりますので、そもそも民有地の買上げ事業も歳出を充実させれば事

足りるのではないかという強い問題意識を持っておりまして、国立公園を守っていききたいという御趣旨は誠にすばらしい発想なんですけれども、税でということについては、D判定にさせていただきたいと思います。

要求 No. 9 の R & D については、経産省と同じでありまして、C判定ということになります。

環境省については、以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、地方税をお願いします。

○小川総務大臣政務官

全 22 項目調整をさせていただいておりまして、もう残り事務レベルでの詳細の詰めのみでございますので、一覧で御説明に代えさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

それでは、環境省、どうぞ。

○田島環境副大臣

過日 27 日、古本政務官直々にお越しをいただきまして、大変口が過ぎた発言をさせていただいたかもしれませんが、今回、D判定、C判定をお付けいただいておりますけれども、とりわけ4番のC判定をいただいております。PCB汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用施設に係る特別償却措置の延長、これだけあえてお願いをもう一度させていただきたいと思っております。

お越しいただいたときにも御説明させていただきましたけれども、今、6つのテストに合わせて御指摘をいただいた適用数が少ないという件、そして、税制措置の有効性についてですけれども、27日にお示しをいただきました適用件数の将来見込みにつきましては、このように向こう8年間の見込みの資料をPCBも石綿も提出させていただきました。是非、こちらの方を見てください。今後このように向こう8年を見込んで計画をお立ていただいているということがおわかりいただけます。これもすべて今回の税制の特別償却措置があるということを前提に御計画をいただいているものでありまして、万が一これがなくなるとするならば、この計画自体も頓挫してしまう可能性もあります。各民間企業で、保管に巨額のお金を投入されているPCBの処理についても、きちんとした安全な処分ができるかどうかすらあやふやになってまいります。カネミ油症のような問題が起きないとも限りません。不法投棄すら防ぐ余地もなくなってしまいます。石綿についても同じであります。無公害処理を1件でも増やしていかなければならないという状況にあるわけでありまして、安全かつ適正な処分がきちっとできるようにするためには、今回の特別償却措置は非常に有意義であることはいうまでもありません。

また、もう一点申し上げますならば、今回のPCBにつきましては、認定制度がスタートいたしましたのが、今年の11月に改正されたところがスタートであります。こ

の微量PCBに汚染された配電機器の処理体制、これが制御されるのは、今年からがようやくスタートであります。始まったばかりというところに、是非御理解をいただいて適用件数が少ないと一刀両断で切り捨てられるのは、いかななものかなというのが私どもの考えでございます。

また、石綿についても今まで認定申請が行われてきて、ようやく実験等の準備が整い、今年初めて2件出てきたところであります。来年は5つの施設が、また、その後5年間では約20の施設が整備を予定されているという状況であり、税制措置がなければこうした施設整備にも支障が生じるおそれがあります。どうぞ安全な処理をしていくために、二次公害、二次被害が起きないためにも、是非この点はお認めをいただきたい。このことを強くお願いを申し上げて、ほかにも申し上げたいことはありますけれども、それを我慢してあえてこの4番だけ集中してお伝えを申し上げたいと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

確認します。4番だけ引き続き調整協議ということで、よろしゅうございますか。

○田島環境副大臣

言いたいことはほかにもありますが、今回は、とりあえず4番だけお願いします。

○古本財務大臣政務官

ちなみに、適用件数が少ないというのは、6つのテストの際に御提案しましたけれども、そもそもこの類のものが、年に何件も出ることはないとは重々わかっておりまして、むしろ今後のフィージビリティということで、件数が今後きちんと伸びていくという資料も御提示いただいておりますので、改めてそれも検証させていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、もしよければ国土交通省に行きたいんですが、よろしゅうございますか。

まず、古本政務官の方から一次査定案をよろしくお願いします。

○古本財務大臣政務官

それでは、国土交通省です。まず、要求No.1の環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設、いわゆるCDMの話でございます。これは、政務官協議の際にも申し上げたわけでありましたが、御省の中でCDMプロジェクトに係る政策的な枠組みが、率直に言って明確ではない段階で、税制として措置することは大変難しいと依然として思っておりますので、一次査定としてはD判定といたしたいと思います。

要求No.2の建設市場開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設、こちらも新規であります。こちらも率直に言って、建設業者の方を中心とする、台湾の新幹線の事業等も資料で過日副大臣からお示しいただきましたけれども、いわゆるゼネコンの類型の中で、海外所得の、しかも最大8割を控除するという大変大きな話でありま

すので、なぜその業種だけなんだと、他に海外に進出している業種はあまたとあると問われたときに説明に窮するという税の公平の観点から大変大きい問題があると思っておりますので、依然D判定といたしたいと思っております。

要求 No. 13、特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特別措置ということでありまして、こちらも高額な譲渡益が出た場合を想定しているわけでありまして、それに課税を行わないということは、本当に公平性があるのかという議論がありますので、D判定といたしたいと思っております。引き続き、調整させていただきたいと思っております。

要求 No. 16 の R & D、これは経産省で申し上げましたが、C判定でございます。

要求 No. 19、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却でございますが、これは、主管はおそらく総務省だと思いますので、総務省の際にも申し上げますが、過疎法絡みということでありまして、D判定だったものをC判定に上げながら、対象を絞り込む等々の議論をさせていただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

そこで一旦切りますか。4つぐらいの要望項目がありましたが、馬淵国土交通副大臣、どうぞ。

○馬淵国土交通副大臣

1番、2番、ともにでございますが、大変現下の厳しい経済状況の中、とりわけ海外の進出も含めまして、海外でのドバイ等々の問題もありますが、それにつきましても、この建設業というものが大きな枠組みの中でシステム全体を、諸外国に輸出をしていく大きな役割を担う部分であるという考え方は基本的に変わりません。

したがって、まず1番に関しましては、他の省庁との関係はということも御指摘をいただいておりますが、これは環境省あるいは外務省等ともお話をさせていただいておりますが、例えばこのCDMを政策的に推進する枠組みということについての他の省庁との関係で言えば、環境省さんの方から基本的には問題ないということで、細かいガイドライン等の関係を別にすれば問題ないという回答もいただいております。また、外務省からも条約に抵触するような内容ではないということで、建設分野のCDM推進については特に問題ないという回答もいただく中で、私どもとしては引き続き調整をさせていただきたい。検討を継続するという趣旨で、議論をさせていただきたいと思っております。

2番に関しては、とりわけ、前回も申し上げましたが、いわゆるゼネコンから全体のエンジニアリングというところにシフトした展開をしております。台湾の新幹線など、高速鉄道などは、まさにそのよい例であります。昨今は建設業というよりも、むしろエンジニアリング会社あるいは電気メーカー等々が、全体のシステムパッケージを売り込む中で、一部インフラ部分の建設なども当然ながら関わるという形の中でのシステム展開を行っております。これも引き続き議論としては継続をさせていただ

きたいとお願いしたいと思っております。

そして、早めに止めていただきましたが、13番の居住用財産の買換えの長期譲渡所得の課税の特例措置の延長ということでございまして、とりわけ住宅産業というものは大変経済の下支えとしては、裾野の広い分野であるというところから、国土交通省としても住宅産業というものは成長戦略の重要な礎であるという意識は変わりません。とりわけこのタイミングで住宅所得に関わる特例措置を改廃してしまうということは、景気の底割れなど招きかねないということで、マイナスのアナウンス効果が生まれるのではないかという懸念もございまして、この譲渡価格について、価格の問題であるということにつきましては、引き続き事務的な調整をさせていただきたいと思っております。

あと、経産省並びに総務省との関連の中では、御指摘の部分ということで、理解をしております。

ここまでは、以上です。

○峰崎財務副大臣

今のところ、もし何か他の省庁の方でなければ、引き続き古本政務官、よろしくお願ひします。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。

それでは、続きまして22番の(2)でございまして、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度であります。これは、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置ということの要望でありますけれども、例の500万の枠を2,000万ということでもあります。これはやはり相続税の減収が今後立つことは不可避の御提案でありまして、果たして住宅取得によって経済全体を底上げしていくという効果と相続税の減収という、税の議論で恐縮でありますけれども、そのことに絞れば、果たして費用対効果はどうなんだろうかということの議論をせざるを得ず、やはり相続税の減収の方がより財政としてはマイナスという判断に立っておりまして、これはDの判定は譲れないという立場でございまして。

それから、23番の産活法の登免税。これは先ほど経産で申し上げましたが、適用が一部の者に偏っているという問題がありますので、引き続き調整をさせていただきたいということで、Cの判定でございまして。

続きまして、要求項目30番の中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度、投資促進税制です。先ほど経産で申し上げたとおり、Cでございまして。

31番の外航日本人船員に係る所得税の軽減制度の創設でありますけれども、これは本当にこういったことがネックとなり、船員が確保されないのか。陸に上がれない期間が長いことにより、若い人がなかなか定着していただけないということが原因なのか。これはなお有効性という観点から議論が必要だと思っております。船員の方々だ

け別扱いにするということについての課税の公平性に照らしまして非常に難しいという判断で、Dということでございます。

32 番の地震防災対策用資産の取得に関する特例措置でありますけれども、これは後ほど内閣府でもお話いたしますが、Dということでございます。

34 番の外貿埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産に係る特例措置の創設であります。現在手を挙げておられるのはおそらく大阪だけという現実。それで今後、名古屋、神戸、四日市も入る地区等々、今後拡充していくというスーパー中樞港湾という、御省としても目玉の政策であるということは重々承知でありますけれども、既に減税した分の法人税がむしろこれだけ入るという費用対効果の資料もいただいておりますが、なお、この費用対効果が、現在、手を挙げておられるのは1社という中で、1つの港、大阪だけという中で認められないということで、Dといたしたいと思っております。

35 番の関西国際空港株式会社に係る登記の際の登免税でありますけれども、これは関西空港全体の、今、3空港の整理等々も御議論いただいているということのさなかでありますので、少し特定企業だけへの非課税措置を認めるのかどうかという議論も勿論ありますけれども、政治的な判断も絡む話だと思っておりますので、Dということにいたしておりますが、3空港の議論の整理も併せて、横にらみもしながら少し整理をさせていただきます。

以上です。

○馬淵国土交通副大臣

よろしいですか。

○峰崎財務副大臣

その前に、地方税の方もここでやってください。

○小川総務大臣政務官

国交省一括してですか。

○峰崎財務副大臣

はい。国交省一括です。

○小川総務大臣政務官

地方税ですけれども、全部で65項目の御要望をいただきました。そのうち50項目については調整済みでございます。なお15項目が要調整です。そのうち、政務レベルでの上位の調整を要するものがなお3件ございますので、それに絞って御説明申し上げます。

国交省が10ページからでございますが、おめくりいただきまして、12ページの19番、国内線の航空機に係る固定資産税の減免の御要望でございます。今ある737型機をイメージした130トンのラインを更に上積みして、200トン前後に拡充しようという御要望です。申し上げるべきは、より航空政策全体の中での支援の方は相当に厚みが

ございまして、市町村税政策である、この固定資産税でということには、その趣旨からも、またボリュームからも、非常に議論の余地があるということで申し上げましたが、大変強い御要望ということで、引き続き議論をさせていただきます。

それから、訂正がございます。12ページの20番の住宅以外の家屋に係る不動産取得税でございますが、ここは既に調整が付きまして、今はBとなっておりますが、Aでございます。ここだけ訂正をさせていただきます。

おめくりいただきまして、14ページの37番、JR貨物会社の機関車・コンテナ取得に係ります固定資産税の課税標準特例でございます。こちらの方につきましても、一定の見直しを御提案いたしておりますけれども、これも非常に強い御要望ということで、引き続き議論をさせていただきます。

最後が15ページ、50番の運輸事業振興助成交付金でございます。この辺については馬淵副大臣もよく、その課題については御存知だと思いますので重ねては申し上げませんが、行政通知の点と、基金の点、また暫定税率との関係、以上3点を更に整理させていただきます。

以上です。

○馬淵国土交通副大臣

ありがとうございます。

まず国税からまいりたいと思いますが、順番は後からになって恐縮ですが、答えが簡単のところから申し上げます。

35番の関西国際空港に関しましては、先ほど古本政務官から御指摘がありましたように、関西3空港の問題全体、並びに補給金の兼ね合いもございますので、それらの解決の上で、それらの結論を踏まえた上でということで理解をしております。これについては引き続き、セットで議論をさせていただきたいと思っております。

それから、34番につきまして、いわゆるスーパー中枢港湾の不動産の特例措置の創設でございます。御指摘のように民営化をするということで、これは今の段階では1社ではないかというお話でもございますが、この外貿埠頭公社の民営化によって特例措置を新たに創設するというところにおけるアナウンス効果も、やはりこれは相当程度ございまして、この要望を契機に、具体的には大阪のみならず、神戸、名古屋も民営化、会社化ということが加速しておりますし、また、横浜も早期に結論を出すというようなことが、今、申し越しもございます。

こうした中で、今回、議論をさせていただいておりますが、私どもとしましても、かつて東京港の場合は特例があったという御指摘もいただいておりますが、こうした新たな流れの中で、この4公社の民営化ということにつきましては引き続き議論をさせていただきながら、しかしながら、この民営化のタイミングということ踏まえて考えれば、税制大綱の中で時期ということを十分に考慮していただきながら今後の継続の中で御議論いただければ、そこも私どもとしても考え方としては十分あり得

るのではないかというふうに思っております。

いずれにせよ、スーパー中枢港湾の競争力強化ということは国交省の成長力の源泉の一つでもあるということの位置づけから、引き続き議論させていただきたいと思っておりますが、調整項目としてお願いしたいと思っております。

それから、逆に戻りまして、22番でございます。この22番に関しては、まず(2)ということで御指摘をいただきました。これは(1)と(2)とセットで要望させていただいたものでありまして、これを取り分け切り出して御指摘をいただくのは若干問題があるのではないかと私どもは思っております。これはあくまで、贈与の非課税枠を拡大するというを前提に相続時精算課税の住宅枠の廃止を掲げさせていただいたものでありまして、これはセットでお考えいただくべきものだというふうに認識しております。

その上で古本政務官からは、これは相続税に大きな影響を与えるのではないかと御指摘もございまして。これは当然ながら、現行500万から2,000万ということで、1,500万の足らずの部分の御指摘だということもよく理解をいたしておりますが、一方で税務当局が把握している数値というものも、若干、私は過大に見積もっている部分があるのではないかと気がいたしております。これは税務当局がお持ちのデータを基にお話しされている部分ですから、そこに踏み込んで私どもが議論をすることではないかと思っております。

端的な例で申し上げますと、この贈与が平均的には20代から30代の方々に対する贈与ということですので、この方々が将来、相続を行われる場というのは少なくとも、これが平均的に税収に影響するという部分については大体20年程度で経過していく。そう考えますと、これが仮に3%程度で割り戻せば、現在価値に落とせば、約半分に下がります。ですから、相続税の部分のたらず米が生まれるのではないかと議論については、現在価値に置き換えた場合、半分に減額されるということも踏まえて、その数値の議論ということよりも、むしろ私どもとしては、今の経済情勢の中で、この住宅施策によって得られるであろう経済効果、これは前にも申し上げました平成13年改正の非課税枠の拡大時の利用者の増加傾向をそのまま当てはめて試算した場合に、これは約6,000億円。これらの経済効果の方がはるかに大きいということを申し上げたいと思っております。

そして、これも繰り返し御指摘いただいております金持ちの優遇ではないかという御批判なんです。これも20代、30代という若年層が、また年収も400万円台から700万円台という方々ということを考えれば、特別にいわゆる億単位のお金をお持ちの方々ということだけには限らない、むしろこういった方々に対する贈与の機会というものがある程度、インセンティブとして働いていくことになるのではないかと思っております。

また、額についてですが、これも贈与の平均が1,500万弱という数値でありまして、

そこについて2,000万というのはどうなのかということではありますが、しかしながら、現行においては住宅取得のための自己資金が1,800万超でございますので、これらをカバーしていくという意味において、これは2,000万という枠で、少なくとも経済効果を生み出す。相続税の最終的な部分、最終的に得られる税収を減収させるということ以上に経済効果が大きいということを重ねて申し上げて、これは引き続き御議論をいただきたいと思っております。

その他の残余の部分につきましては、御指摘の部分ということで理解をさせていただきたいと思っております。

それと、小川政務官からは地方税について3点ございました。

まず、1つは国内線に就航する航空機の固定資産税の特例措置の拡充及び延長ということでございます。これは以前に御指摘がありましたのは、黒字路線が多いのではないかとということでもありましたが、平成19年は確かに実績としては黒字路線でございましたが、直近の平成20年度実績では赤字路線が上回るような状況になっております。取り分け中型機におきましても赤字路線が上回る状況の中で、この国内線の航空機の固定資産税につきましては、これも御協議の中で、私どもとしても少し考えられる部分ということも検討させていただきたいと思っておりますが、引き続き要望させていただきたいと思っております。

そして、地方税の37番でございます。これはJ R貨物の鉄道貨物輸送の効率化のためということで、これはコンテナ貨車等の買換え等で固定資産税の特例ということでございます。これに関しましては引き続き、いわゆる京都議定書の目標達成に向けたモーダルシフト推進のためにこうした延長は不可欠であるということと、取り分け、これもJ R貨物1社という表現がよくなされるんですが、一方でJ Rに民営化したときには地域ごとに分割された歴史がございますが、貨物はネットワークの距離が長いということから全国1社化体制ということが政治的に判断されたという経過がございます。その意味においては、これは1社ではないかということより、むしろ政治的な経過の中で1社体制を保持することが要請される。そして、その状況の中で極めて厳しい経営環境の中で行われてきた、この特例措置が、今年度あるいは来年度という、非常に厳しいであろうという状況の中で、公共交通機関をしっかりと支える部分におきましては、引き続きの特例をお願いしたいということでございます。

最後に、50番の運輸事業振興助成交付金の継続につきましてであります。これは再三、私はここでも申し上げております。極めて政治的な色合いも濃く出た交付金だというふうに理解をしております。ここでそのことをつらつらと申し上げるつもりはございませんが、私どもとしても、そのこともよく理解をしつつ要望を出させていただいておりますので、これは高いレベルでの折衝をさせていただきたいというふうに申し上げたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、副大臣、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

1つ、やはり国内線の固定資産税の件ですけれども、特例による固定資産税の軽減額というものは、着陸料等の軽減額に比較するとわずかなんです。ですから、これはやはり目的として地方路線の維持というふうにするのか、あるいはやはり航空業界への支援というのか、その中でどちらがいいのかということを考えたら、私は国内線等の着陸料の減額ということなら効果はあるのではないのかと思いますし、また、その点についていろいろ議論をしたいと思いますし、また今後、地方路線のさまざまな在り方を考えたときに、これは前原大臣も空港整備勘定の見直し等も含めて、その中で、例えば地方の空港をどう維持していくのか。例えばリージョナル機、小型機に限定した形、静岡空港などもまさにそうなんですけれども、そういう形で何かやっつけていけることはないのかというふうに思うんですけれども、これについてはまた検討が。

○馬淵国土交通副大臣

そこはまさに御指摘の部分で、リージョナル機の区分なども少し考えられる余地はないのかというような御指摘をいただきながら、私どもとしても幾つかの考え方をまたお示ししたいと思っています。

○渡辺総務副大臣

もう一点、運輸事業振興助成交付金なんですけれども、非常にこれまでも政治的な、暫定税率の導入とともに、引き換えで導入されたといういきさつもあり、ただ、この協会に大変な額の基金が残っている。この基金の中身ということについても何らかの形の、やはり中身を精査しなければいけないのではないか。つまり、この基金が残っていて、その基金では言われているような事業はできないのだろうかということについては、何か副大臣の方で調べたりしているんですか。

○馬淵国土交通副大臣

私どももこの成り立ちと、そして、今日の状況というものについては野党時代から注目してきたものでありますから、よくわかった上でお話をさせていただきたいと思いますが、当然ながら基金の今後の運用の在り方、そして一方で、極めて中小零細が多い運輸事業者に対する商工中金の下支えのような形も現実としてある。それでは、どの程度、基金というものをそれぞれ各都道府県の中で運用ができていられるのかも含めまして、ここは十分な見直しが必要だと思っているんです。

更には実際に行っている事業の中身であります。これも私どもとしては、例えば安全といったことを一つの大きなテーマとして、本当に実のある事業、また、そうではないと言うと語弊があるかもしれませんが、これは様々な形で他に委ねられるのではないのかといった事業の区分ということも精査をしながら、ただ、今後の議論の中で暫定税率をどのように扱われるかということによってここは大きく変わるんですが、やはり私どもとしては、ある程度の激変緩和措置的な判断も必要ではないかと思って

おります。

これ以上はあまり申し上げませんが、高いレベルでの御判断をいただきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

先に山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

この国内線の航空機に対する税制措置なんですけど、私は離島航路といいますか、沖縄もそうですが、北海道もそうだと思うんですけど、毎年、非常にどんどん便が減らされて、なかなか就航もできなくなっているという状況もいろいろありますし、これは航空機に対する固定資産税の減免というのは非常に効果を上げていますので、ここは是非、配慮をいただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

これは、離島は補助金が出ていませんか。

○山田農林水産副大臣

航空機に対する補助金は、出ていることは出ているんです。

○峰崎財務副大臣

赤字路線が多いがゆえにですね。

○山田農林水産副大臣

赤字路線の運賃収入に対する助成というものは出ていないんです。そういう意味では少し航路とは、船とは違うところがありますので、ですから、固定資産税の効果は、償却の部分については大きいんです。

○峰崎財務副大臣

古本政務官、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

少し前後しましたけれども、実は今回、各省の方からこれはもうやめていいですというふうに出してくれているものも、勿論、X、Yで付けていまして、国交でよくぞ判断していただいたと思っているものを紹介しておかなければと思っていたんですが、10番のウェルカム税制というものがあるんです。これは国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置ということで、要は、例えばお手洗いなどを直しても減税になったというもので、この2年間はほぼ適用もないというふうに聞いていますし、こういうような本当に限ったものを改廃していただいていることには敬意を表しつつ、なお1点だけ、先ほどの話ですけれども、22番の(1)のセットで議論ということがありますので、そこはセットでという議論については受け止めました。

その上で、これは結局、持っている人にまずはお金を使っていただいて、あるいは景気を底上げしていこうということを税の理念として、これはこのたびの税調の議論として、こういう景気底割れを防ぐ中で、多分、そういう判断をするんだという大き

な判断もあるんだろうと思うんです。経産の中小の話もそうだろうと思うんです。大きな物語の中で個々の租特という議論があるんだろうと思いますので、日本の将来をどういう租特で導こうとしているのかということにかかってくると思いますので、住宅を通じてという御提案は大変受け止めております。

なお相続税に関して申し上げます、これは当然に資産として受け取り、その方が家を建てるということにより、言わば資産価値も得て、その間の金利の話も含め、総合的に議論をすべき面もありまして、当然、二十代で生前贈与を受けた方が、やがて相続が発生するといえ、恐らくお父様、お母様が幾つになったときに相続が発生するかという議論になりますけれども、その間の金利負担ということも併せて考えますと、単に今日、明日、相続が発生するわけではないだろうという御指摘はそのとおりにかと思っておりますけれども、金利負担という概念からは全体の議論もなお詰めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

少しお諮りしたいんですが、ちょうど2時間のお約束で、今、19時になろうとしているわけですが、このまま続けていくと、あと残っている省庁から行くと少なくとも45分ぐらいは、1時間近くはかかると思います。

明日、企画委員会が16時から17時まででありまして、その後なら少し空いておりますが、今日の議論の残りを明日17時からやらせていただくことはできないか。2時間を超えるというのは、やはり人間の頭脳の限界にも達するかなと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○峰崎財務副大臣

皆さんさえよければ、また明日、こういう形で進めていきたいと思っております。本当に大変2時間しっかりと議論をさせていただきましたので、とりあえず、今日のところはこういうことにして、この続きを明日17時から。

ちょっと待ってください。どうぞ。

○大島内閣府副大臣

内閣府の私のところは政策委員会とダブるものですから、そこだけまた別の機会を設けてください。

○峰崎財務副大臣

今、やりますか。

○大島内閣府副大臣

今ではなくてもいいです。心の準備がまだしていないものですから。

○峰崎財務副大臣

調整が入りますので、なるべく早くということ。

○大島内閣府副大臣

お願いします。

○峰崎財務副大臣

それと、各府省の政策委員会でやられるときに、是非、場合によったら企画委員会のメンバーに来てくれというところがあれば、時間が許せば行けるように努力したいと思います。もう大分詰まってきたと思うんですが、主要な項目についても意見が出る可能性があると思いますので、たばこ税がどうしたとか、暫定税率はどうなんだとか、そういういろんな議論はあると思いますので、そういう議論も、全体会合であまり人数が集められないものですから、それは各府省に行った方がもしかしたら早いかも思ったりしてしまっていて、そんなこともあって、もし、勿論、行ける条件が時間的にあるかどうかというのはあると思うんですが、できる限り、それは応じられるように努力をしてみたいと思っています。

○山田農林水産副大臣

明日 17 時から私は来られないんですが、政務官を出席させたいと思うんですが。

○峰崎財務副大臣

政務官で構いません。構いませんと言ったら変ですが、是非、政務官で対応していただければと思います。

○山田農林水産副大臣

政務官も、もし時間がなかったら、また改めて。

○峰崎財務副大臣

もし、ポイントをやってくれとか、時間を早めることは可能ですので、農水は少しボリュームが大きいですからね。

どうぞ。

○大塚内閣府副大臣

あと 5 分ありますが、1 つでも減らした方がいいというのだったら、金融庁はもともと 5 分と聞かされていましてやりますが、明日でよければ明日来ますし、明日でいいですか。

○峰崎財務副大臣

明日にしましょう。みんな仕舞支度に入っているようですから。

それでは、明日できる限り、内閣府だけまた別途考えますが、そう時間的にかからないと思います。

以上で今日のところは終わらせていただいて、明日、また 17 時から、この場所でお願ひしたいと思います。

ありがとうございます。

傍聴されている記者の皆さん方、この後、記者会見を行います、引き続き傍聴されない方は退席願ひしたいと思います。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。